

平成23年11月井手町議会（臨時会）会議録

招集年月日

平成23年11月28日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成23年11月28日 午前10時00分議長宣告

応 招 議 員

1 番	西島	寛道	2 番	村田	晨吉
3 番	木田	鈴美	4 番	岡田	久雄
5 番	岩田	剛	6 番	森田	泰雄
7 番	古川	昭義	8 番	村田	忠文
9 番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不 応 招 議 員

な し

出 席 議 員

1 番	西島	寛道	2 番	村田	晨吉
3 番	木田	鈴美	4 番	岡田	久雄
5 番	岩田	剛	6 番	森田	泰雄
7 番	古川	昭義	8 番	村田	忠文
9 番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠 席 議 員

な し

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	参 与	浦田 博史
教 育 長	松田 定	理 事（総務担当）	西島 栄治
理 事（民生担当）	加賀山 睦	理 事（事業担当）	中村 秀一
理 事（上下水道担当）	松山 正伸	理 事（同和人権担当、 同和・人権政策課長、児童館長兼務）	西島 楠博

会計管理者 (会計課長兼務)	藤林 学	教育次長 (学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務)	木田 修司
総務課長	脇本 和弘	企画財政課長	木田 昭弘
税務課長	小川 清	住民福祉課長	嶋田 昌弘
高齢福祉課長 (地域包括支援センター所長兼務)	花木 秀章	保健医療課長 (保健センター所長兼務)	小川 淳一
建設課長	奥山 英高	上下水道課長	中島 一也
いづみ人権交流センター所長	山口 敏彦	社会教育課長 (図書館長兼務)	木村 坂次

学校給食センター所長 田村喜代一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田 清隆	議会書記	駒 修次
議会書記	乾 浩朗	議会書記	寺井 佳孝

町長提出議題の題目

- 1 平成22年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 2 平成22年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 3 平成22年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

開 議

午前10時00分

議事日程

別紙のとおり

会議録署名議員の氏名

5番 岩田 剛

10番 中坊 陽

平成 2 3 年 1 1 月 井 手 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 38 号 平成 2 2 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第 5 議案第 39 号 平成 2 2 年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第 6 議案第 40 号 平成 2 2 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 議案第 41 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日、汐見町長より11月臨時町議会を招集されました。

議員各位におかれましては、提案されております各議案につきまして、慎重にご審議をいただきますとともに、行政当局につきましては、適正かつ明確な答弁をいただきまして、充実した議会運営を行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、平成23年11月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、5番、岩田 剛議員、10番、中坊 陽議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

本日の臨時会に招集、告知されております案件は、決算認定の件3件、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件1件であります。

なお、本日の日程は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、あいさつを町長よりいたしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、今回、臨時町議会を招集させていただきましたのは、去る9月30日、人事院において、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、給料の引き下げ改定や、平成18年の給与構造改革における経過措置であった現給保障額の廃止をはじめ、若年・中堅層を中心に抑制されてきた昇給の回復を図るなどの勧告が行われたことに伴い、本町におきましても、実情を踏まえ、所要の措置を講ずる必要が生じたためであります。

なお、本日、臨時会に提出いたしております案件は、議案第41号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件1件でありまして、詳細につきましては担当より補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告いたします。

10月3日、京都市市町村議会委員長研修会、10月26、27日、井手町議会管外視察研修会に、それぞれ議員を派遣したことを報告します。

また、11月24日、総務文教常任委員会を開催し、調査・研究を実施いたしましたので、お手元に配付いたしております資料のとおり報告いたします。

次に、監査委員から9月分、10月分の例月出納検査結果報告を受理し、それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

陳情書でございますが、これは皆さんで熟読していただき、今回は配付するにとどめたいと思います。

次に、日程第4、議案第38号、平成22年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第6、議案第40号、平成22年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。木田鈴美決算特別委員長。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 木田鈴美議員。

3番（木田鈴美） ただいま議題となっております、議案第38号、平成22年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、老人

保健、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第39号、平成22年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第40号、平成22年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月28日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く11名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第38号から議案第40号までの3件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。

本3件は、いずれも井手町における平成22年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る10月4日、5日の2日間にわたり招集いたしまして、11名の委員出席のもと、汐見町長以下町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の部の質疑を行い、次に特別会計の審議につきましては、各会計別に歳入歳出全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告及び討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第39号、平成22年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成多数をもって認定され、議案第39号、平成22年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第40号、平成22年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては、賛成全員をもちまして認定すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（木村武壽）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。反対、賛成。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　谷田議員。

11番（谷田　操）　ただいま議題となっています議案第38号から第40号のうち、井手町一般会計決算、井手町国民健康保険特別会計決算、井手町後期高齢者医療特別会計決算、井手町介護保険特別会計決算に反対の立場で第38号議案に反対、その他の議案に賛成の立場で討論を行います。

今決算は、2009年の政権交代後、政治が変わるのではないかという期待を持ちつつ国民が2010年を迎えた、その年の決算であります。しかし、民主党政権は、普天間問題での公約は後退、後期高齢者医療制度廃止は先送り、自公政治で削減され続けてきた社会保障の復活は期待倒れで、労働者派遣法改正も骨抜きになってしまいました。鳩山政権は1年と続かず、国民の期待は失望と変わった年になりました。

国政への失望は、住民に一番身近な町政に対して、せめて地方が少しでも住民の命を守り、暮らしと営業を応援する心のこもった施策を行ってほしいという願いにつながりました。しかし、2010年の井手町の決算は、そういう住民の切ない期待にこたえるものになったとは言えません。

町長は、近隣と比べるといろいろ進んだ事業をやっていると言われますが、やれていないことを数え上げれば、また際限なくあります。ささやかな予算でできる火葬場補助の適正化、福祉タクシーチケットの配付はもとより、経済対策としての住宅改修助成制度や下水道接続に奨励金を出すこと、若者の流出対策としての家賃補助、保育や学童保育の充実、国保や介護保険の保険料、利用料、一部負担金の軽減など、幾らでも挙げることはできます。また、一度福祉や教育は進めたら後退できないと町長は言われますが、以前は行っていた介護者の激励金など、京都府がやめれば井手町もやめると冷たく切って捨てた例はさまざまあり、莫大な黒字をため込みながら、給食は月300円値上げを行ったではありませんか。井手町では、そんなすばらしい施策がいろいろできているというのなら、なぜこれほど人口の転出が続くのか、

まさに魅力は足りないということは率直に認めて、そこから出発するべきです。

1年度で8億7,500万円、2年間で約13億5,000万円の基金をふやす、超ため込み路線を続けています。基金総額は年間予算をはるかに超え、約51億円に上ります。

一般会計では、保育所のゼロ歳児の定員を、年度途中での入所希望にこたえられるよう増員が必要です。玉川保育園の駐車場の安全対策も、保護者の声がありますので改善を急ぐべきです。学童保育では、井手小クラブで、年平均56.9人の申し込みがあり、昨年続き大幅な定員超過です。結果として40人を超える日はなかったと、超えても受け入れは大丈夫という現在の教育委員会の認識では、子供の安全は守れません。人権と名を変えながら、一部の同和運動団体との癒着を整理せず、運動団体主催の集会に職員を公費で派遣し続けています。しかも、その内容に運動団体の政治活動が含まれるものまで派遣をしているのは全く不適切、違法と言わざるを得ません。是正を求めます。旧同和向け町営住宅、改良住宅の譲渡処分などの長期計画も進んでいません。住宅改修の助成制度として、高齢者向けの制度が始まったとは言え、非課税世帯という制限もあり、利用は低迷しています。広く一般的な住宅改修助成制度として、地元経済振興にも波及効果のある制度を導入するよう求めます。また、給食の食材の産地公表、給食食材や水道水の放射性物質の検査態勢もとる必要があります。

国民健康保険会計では、郵送による証の更新が取り入れられましたが、短期証でも、取りに来られないからと長期にとめ置くことは行わないよう国からも通達が出されています。本町では、証の分割を行わず、個人カード化をしないため、国保法上、高校生以下の子供たちには親の滞納にかかわらず速やかに証を交付するというふうに定められているのに、支障が出ています。証のカード化を急いで、せめて子供たちには即座に証が渡るよう改善すべきです。また、本町国保には、無職者、低所得者の割合が高い、高齢者が多いと、収入のない子供にまで頭割りの課税があるということなど、加入者、住民の立場からしっかりその状況の分析を行うべきではないでしょうか。現在は、国保税を徴収する側、医療給付費を支出する側としての、役場の側からの視点しか分析が行われていないと思われまます。

後期高齢者医療会計では、廃止が先送りされただけでなく、2010年度

は保険料が値上げをされました。これ以上の負担増を高齢者に負わせることは許せません。

介護保険会計では、全く無収入の方にも保険料が重くのしかかり、本人は非課税でも、家族に所得のある方があると保険料ははね上がります。来年は介護保険の見直しの年です。保険料の軽減と利用料助成を強く求めます。

以上のような理由から、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算に反対をいたします。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、賛成の討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 古川議員。

7番（古川昭義） ただいま議題となっています、平成22年度一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」及び水道事業会計、多賀財産区特別会計の決算認定につきましての賛成の立場から討論いたします。

平成22年度の予算を執行しています期間の内閣府による月例経済報告で、我が国の経済状況は平成22年4月で、景気は着実に持ち直しているが、なお自律性が弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあるとされ、平成23年2月でも、景気は持ち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱しつつ、ただし、また失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあると報告されております。先行きにつきましても、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気を持ち直していくことが期待される一方で、海外景気や為替レート、原油価格の動向等によっては、景気が下振れするリスクが存在する、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っているなど、大きな変化がない中で、3月に発生しました東日本大震災の影響により、依然厳しい状況にあるとされています。

このような状況の中で、本町では、これまでから行財政全般にわたり点検・見直しを行い、国・府の要望などを積極的行われ、財政の健全化に取り組まれた結果、平成22年度の一般会計の財政状況は、財政健全化審査意見書にあるとおり、実質公債比率は4.8%で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はゼロ%以下であることから、良好な財政状況であり、高く評価するものであります。

平成22年度の一般会計の歳入においては、町税負担の公平・適正化の観点から徴収の強化などにより徴収率が向上し、法人・町民税の大幅な増加により、町税全体で前年度比39.7%の増加になり、また、特別交付税が前年度比9.2%の増加、府支出金が前年度より14.7%の増加をするなど、あらゆる面で歳入の確保に努力されていることが伺われると思います。

一方、歳出におきましては、総務関係では、地域コミュニティー推進策として、公民館改修補助や、コミュニティー備品、AED、防犯カメラの購入など住民要望にこたえ、各公共施設へのLED照明の導入、エコ防犯ソーラーライトの整備により地球温暖化対策が図られています。

民生関係では、バリアフリー整備や障害者福祉施設の建設補助など、障害者福祉の向上をし、子供対応型AEDの導入、子育て支援バスの購入など、玉川保育園改修、子育て支援医療費助成など、さまざまな子育て支援対策が実施されております。

環境関係では、太陽光発電システムの補助、商工関係では小企業特別融資保証料補給、商工会設立50周年記念事業助成、土木関係では、町道44号線の道路改良をはじめとする複数の道路改良工事、玉川砂防公園の整備、町営住宅デジタルアンテナ設置、消防関係では、全国瞬時警報システム、消防車の整備、教育関係では、多賀小学校のプール改築などの事業が完成しました。さらに、今年度の財政需要に備え、財政調整基金などの基金の積み立てを行っております。

この決算は、住民要望に最大にこたえられ、理事者、職員が一丸となって努力されていることがうかがわれると思います。その結果、一般会計では歳入47億1,489万6,000円に対し、歳出43億1,193万7,000円で、差し引き4億295万9,000円であり、繰り越し財源を差し引きますと、実質収支は3億4,608万3,000円の黒字となっております。特別会計におきましても、少子高齢化が一段と進み、社会保障関係経費が増加の傾向にあり、財政状況は厳しい中ではありますが、大変努力されていることは高く評価するものであります。今後も財政健全化に努力していただきたいと思います。

以上のことから、平成22年度井手町一般会計決算、特別会計の決算認定に賛成するものであります。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、反対の討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 私は、第38号議案に反対します。39号と第40号に賛成の立場で討論をいたします。

高齢者住宅改修助成制度はわずか1件、木造住宅耐震改修制度は全く1件も活用されませんでした。今、地震の不安や高齢化のために水洗化、バリアフリーなど、住宅を直したい住民はたくさんおられます。井手町のように建築関係の業者も多いまちでこそ、住宅リフォームの活用化による経済対策に力を入れるべきではないでしょうか。もっと使い勝手のよい、どんな改修でも利用できる助成制度にして、福祉と経済対策を同時に進めるべきであります。

鳥獣対策につきましては、昨年度は余りの被害の深刻さに年度途中で予算が増額されましたが、追いついておりません。今年度は詳しい実態調査をして、来年度以降の予算に反映されるよう望みます。

以上、反対討論を終わります。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第38号、平成22年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。よって、議案第38号は認定することに決定しました。

これより議案第39号、平成22年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第39号は認定することに決定しました。

これより議案第40号、平成22年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第40号は認定することに決定しました。

次に、日程第7、議案第41号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（議案第41号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊議員。

10番（中坊 陽） この条例改正によって何人ぐらい対象になるのか、また、年間の金額的なのをお聞きします。それと、組合との関係は、話し合いはどのようにされているのか、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） はい、脇本課長。

総務課長（脇本和弘） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

今回の条例改正によって適用を受ける職員については、49名でございます。年間の金額、影響額としましては、マイナス107万6,000円を現在のところ試算しております。職員組合との関係につきましては、去る11月22日に団体交渉によって妥結をしてきたところでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 今、その49人というのは、これ、さまざまな項目がありますから、全部のことですか。まず、この俸給表の適用になる職員というのは、ほぼ全職員になると思うんですけど、行政職のこの俸給表が適用されている井手町の職員というのは全部で何人いるのかということが1点と、それと、そのうち、今度これは4月から号給が上がるとか、そういうものもありますから、ですけども、その俸給表で減額になる職員は何人なのか、それが今言われた49人なのかどうか。それは全職員の何%になるんですか。減額も、この表も部分部分で減額の額が違いますから、何%から何%の減額かと。平均幾らで最大幾らなのか、いわゆるその人勸の0.23と全く同じなのか、井手町の職員の年齢構成、その俸給のどの号給に位置づけられているかによってパーセンテージが変わってくると思いますので、人勸は、国は0.23と言っていますが、井手町の場合は何%ということになるのか。

それと、一番気になるのが、これで、職員にとったらこの改定がなかったら、年末期末手当、いただく予定になっていた額から、さかのぼって4月までの8カ月分の格差と、それと6月に支給された一時金のところで出た分もちろん返さなあかんということになるわけですよ。12月の一時金が減額になる。ですから、その最大の減額というのが幾らぐらいになるのかね。本来、12月、これだけのボーナスがあるだろうと思っていた額が、本給の引き下げによってかなり下がる。昔やったら、年末の差額いったらプラスになって、ボーナス以外にもう少しの支給があるというようなことがあったわけですけど、今度は逆に減額ですから、実質、職員にとってはボーナスが下がるということになるわけですよ。その額がどのくらいあるのかと。職員にとっては生活設計がいろいろあると思います。年末の一時金でこれだけの支払いをしならんというような、特に住宅ローンですとか、教育費の関係で、生活設計しているわけですから、そこがどのくらいになるのかということが聞きたいと。

それと、ページ数で言うと4ページの附則の2項の1号、減額改定の対象職員に0.37を掛けるということなんですけれども、0.37に満たない、大体減額がその0.37に満たないというような職員はいないのかと。そこに0.37掛けるということは、さかのぼって引き過ぎることになる

んですが、その点は大丈夫なのかと。

次に、5 ページですけれども、号給調整ですが、号給調整については、来年4月と再来年4月でやるということですが、これで号給回復する職員、3項、4項、それぞれどの程度いるのかと。

それと、今度の人勧の最大の問題点だと思っているのは、18年のときの給与構造改革のときに、現給保障するんだという約束をして、それで引き下げて、今日まで現給保障してきた、その現給保障をなくすということですね。これはもう本当に約束違反だと思うわけですが、その現給保障の経過措置の廃止の対象になる職員というのは何人なのか。この減額、給料表の引き下げの対象になる職員と同数なのかどうか、その辺をお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

総務課長（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えします。

たくさんあられたので、まずこちらで答弁をさせていただきたいと思いません。

まず、給料表適用者でありますけれども、給料表の適用は109名でございます。そのうち、今回の改正で影響ある職員というのが49名でありますので、影響ある職員については45%、約45%の職員が今回の改正で影響のある率であるということであります。

それと、今回、国でいうたら0.23だというふうなことでありますけれども、私ども109名の職員でこの給料表の改正をしますと、その減額につきましては平均で0.26%でございます。

それと、最大の落ち幅の率ということをおっしゃっておられたんですけれども、最大の落ち幅、0.49%の職員が最大になります。それと、0.37を減じると言いますか、それが多いか少ないかというふうなことにつきましては、これはこういう事務計算上させていただきますので、それぞれ各月、各ボーナス、給料であれば超勤手当も影響してきますので、その辺についての細かい数字というのは、そもそも計算上もしておりませんが、手続きとしては0.37で計算をするというふうなこと、官民格差の平均としてこの差であるということですので、この数字を使った額にて計算をしていくというふうなことを考えております。その額について、0.37の額で一応最大何ぼぐらい落ちるんだというふうなことを、ボーナスで引かれる分、本

来もらうべき額から今回の、これは計算上として出すものですので、過去の分をさかのぼるというわけではないんですけれども、基礎額として引く数字としては、最大で1万8,000円程度が、1人の職員で1万8,000円ほど減額になるということになります。

続きまして、号給調整の附則の第3項の部分ですけれども、こちらにつきましては、現在のところ試算しておりますところ、年齢に、42歳に満たない職員が53名おりますので、そのうち36歳に満たない職員については18名、36歳から42歳に満たない職員については35名おりますので、その部分について昇給なり、来年の4月1日から勘案していくということになるかと思っております。

続きまして、今回の人事院勧告で、平成18年度給与構造改革の改正によって現給保障を受けている職員、こちらにつきましては、まず36名でございます。36名が現給保障を受けている職員であります。そのうち、最大の率とおっしゃいましたでしょうか。

以上、36名ということであります。とりあえず、以上で。

議長（木村武壽） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。反対の討論ですか。はい、どうぞ。

2番（村田晨吉） 私は41号議案に反対の立場で討論をいたします。

井手町職員の給与は、国と比較するラスパイレスは低いと思います。今までの行政改革により低く抑えられてきたため、今回の給与改定の分につきましては、一部府下でも見送る自治体もあります。国家公務員の給与よりもさらに低い給与に下げますと、職員の士気にも影響が出るうえ、優秀な人材を確保することも難しくなる懸念があると思われまますので、41号議案には反対します。

以上、終わります。

議長（木村武壽） ほかに討論。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） はい、谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 第 4 1 号議案に反対の立場で討論します。

今年度の人勧、さまざまな問題点があるわけですが、本給の民間との比較はおっしゃいましたけれども、一時金については、民間よりも今、水準が低いということになってはいますが、それは据え置くと。職員にとっては3年連続の年収減になりまして、人勧どおりでいきますと3年間で26万3,000円の減というような形になります。13年間のこの間の引き下げ、合計しますと平均で72万4,000円にも上ると。民間以上の減額になっています。特に、50歳代で多く、引き下げ幅が大きいわけですが、翌月からの実施という附則があるわけですが、4月からの格差分を12月の一時金で減額調整するというのは、もうまさしく実質不利益遡及であり、認められません。

公務員の生活を直撃するだけでなく、公務員に準拠する福祉や医療現場などを含めると、全国580万人に影響すると見られています。こういうことは、民間労働者のさらなる賃下げにもつながりかねません。悪循環を生んで、消費不況をますます深刻化する懸念があります。地域経済にも影響します。震災復興にもマイナスです。特に、井手町のような小さいまちでは、地域経済に占める公務労働の割合というのは非常に大きいわけで、公務員は、本町の場合、町の職員は震災や水害の救援でも頑張ってくれています。被災地だけでなく、全国からの救援、応援に、全国の公務員、頑張っていると思います。本町からも行ってもらっています。

また、本給が引き続いて引き下げするということは、職員の生活設計や士気にかかわるわけです。今も説明があったように、対象が45%という非常に大きい率に上がっておりますし、この世代、50歳代、40歳代という職員は、教育費負担も大きいですし、子供世代の就労が不安定だというような大変な社会のひずみの影響を受けている層でもありまして、そういう層をねらい撃ちして、しかも不利益遡及するというようなことは許せません。

現給補償の廃止というのは、本当に約束違反だと思うわけです。2005年の勧告のときには、現給保障というのは、新たな俸給表の俸給月額が平成18年の額に達しない職員については、経過措置として、その達するまでの間は新たな俸給月額に加えて差額は支給するというようになっておったわけですね。達するまでということで、何年間とかいう、そういう期限は設けていなかったわけですが、今回それをあっさりほごにすると。また、年齢階層

によって官民の給与差を問題にするということも、非常に道理に反していると思うわけです。理事の説明にもありましたけれども、若年層は低く抑えられているわけですね。それを、50歳代、40歳後半が高いからといっても、これまで低い水準に据え置かれてきたものが、40歳代、50歳代で回復をするということは、全体として当然の話であって、それを今現在高いから下げよというようなことは、本当に年齢差別以外の何物でもない。これは、今後、定年延長をにらんで、高年齢層の給与を低く抑えたいという国の狙いにまんまと乗っているという、本当に見事な間違いだと思います。

また、今回の給与改定は、自治体によって対応が違うわけですね。本給の引き下げとか、経過措置の廃止を実施しない自治体も、京都府下でもございます。井手町は、何ととっても黒字続きですね。町長は早くから行革をやってきたから、それで黒字なんだとおっしゃるんです。井手町には地域手当もありません。職員給与を低く抑えてきたし、正規職員を減らして、非正規をふやして、安上がりの行政を進めてきたわけです。役場がそういうワーキング・プアを生んでいる実態があるわけですね。その上、正職員には減額だということで、ますます非正規職員の賃金にも影響を与えかねません。一方で町長は73万円、副町長、きょうおられませんけど、60万、参与は57万、教育長55万というのは維持ですね。高級な町長の公用車も、高額な退職金も、指摘しても手をつけられません。大体、何年かに1回、その特別職の報酬審議会を開いて諮問を凶るべきじゃないですか。据え置きという諮問結果が出てきたとしても、諮問することさえやられていないのが、今の井手町の特別職の特別扱いであります。

また、機構改革ですけれども、職員の給料は減らす、人数は減らしても、給料の高い層の管理職はどうなんですか。部制を廃止しても、理事の数は減らないじゃないですか。新たに参与という職が生まれて、その辺は全然機構改革が進んでいない。頭でっかちになっている機構改革は急務じゃないでしょうか。職員さんは、毎週毎週、町内の行事にも駆り出されて、本当に頑張っておられますよ。11月を見てください。3日の掃除から、国文祭、文化祭、文化行事ですか、小町まつりだとか、きのうは防災訓練に職員さんが大勢出てくれてはりました。そういう公務だけでなく、地域コミュニティーの支え手として、うちの職員の皆さん、頑張ってもらっていると思うんです。自治体によってこういう対応が違うという今回の改定を、51億も莫大な基

金をため込んでいる井手町で回避できないという理由はないと思います。

以上の理由から反対いたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて討論を終結します。

これより議案第41号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第41号は原案のとおりに決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成23年11月井手町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでございました。

閉会 午前10時52分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岩 田 剛

署名議員 中 坊 陽